

平成十八年法律第五十号

一般社団法人及び一般財團法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財團法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律 抄

第一章 中間法人法の廃止、民法の一部改正等

<p>第一条 中間法人法の廃止、民法の一部改正等</p> <p>第一節 中間法人法の廃止（第一条）</p> <p>第二款 中間法人法の廃止に伴う経過措置</p> <p>第一款 有限責任中間法人に関する経過措置（第二条－第二十三条）</p> <p>第二款 無限責任中間法人に関する経過措置（第二十四条－第三十七条）</p> <p>第四節 民法及び民法施行法の一部改正に伴う経過措置</p> <p>第一款 社団法人、財團法人等の存続等（第四十条－第四十七条）</p> <p>第二款 経過措置及び一般社団・財團法人法の特則（第四十八条－第七十九条）</p> <p>第一目 特例民法法人に関する経過措置</p> <p>及び一般社団・財團法人法の特則（第八十条－第八十八条）</p> <p>第二目 特例社団法人に関する経過措置</p> <p>及び一般社団・財團法人法の特則（第八十九条－第九十四条）</p> <p>第三款 特例民法法人の業務の監督（第九十五条－第九十七条）</p> <p>第四款 公益社団法人又は公益財團法人への移行（第九十八条－第一百四十二条）</p> <p>第五款 通常の一般社団法人又は一般財團法人への移行（第一百五十五条－第一百五十九条）</p> <p>第六款 雜則（第一百三十三条－第一百四十三条）</p> <p>第七款 嘲則（第一百四十四条－第一百五十二条）</p> <p>第六節 法人の登記に関する経過措置（第一百五十四条－第一百六十条）</p> <p>第十三章 委任（第四百五十七条－第四百五十一条）</p>	<p>第一条 中間法人法（平成十三年法律第四十九号）は、廃止する。</p> <p>第二節 中間法人法の廃止に伴う経過措置</p> <p>第一款 有限責任中間法人に関する経過措置（旧有限責任中間法人の存続）</p> <p>前条の規定による廃止前の中間法人法（以下「旧中間法人法」という。）の規定による有限責任中間法人であつてこの法律の施行の際に現に存するもの（以下「旧有限責任中間法人」という。）は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）以後は、この款の定めるところにより、一般社団法人及び一般財團法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号。以下「一般社団・財團法人法」という。）の規定による一般社団法人として存続するものとする。</p> <p>前項の場合においては、旧有限責任中間法人の定款を同項の規定により存続する一般社団法人の定款とみなす。</p> <p>第二款 前条第一項の規定により存続する一般社団法人について、一般社団・財團法人法第五条第一項の規定は、施行日の属する事業年度の終了後最初に招集される定時社員総会の終結の時までは、適用しない。ただし、施行日以後に名称の変更をする定款の変更をした場合は、この限りでない。</p> <p>前条第一項の規定により存続する一般社団法人が一般社団・財團法人法第五条第一項の規定に違反したときは、二十万円以下の過料に処する。</p> <p>第四節 民法及び民法施行法の一部改正に伴う経過措置</p> <p>（旧有限責任中間法人の設立手続等の効力）</p> <p>（定款の記載等に関する経過措置）</p> <p>第五条 旧有限責任中間法人の定款における旧中間法人法第十条第三項各号に掲げる事項（基金の総額を除く。）の記載又は記録はこれに相当する第二条第一項の規定により存続する一般社団法人の定款における一般社団・財團法人法第</p>
--	---

十一条第一項各号及び第一百三十一条各号に掲げる事項の記載又は記録とみなし、旧有限責任中間法人の定款における基金の総額の記載又は記録は第二条第一項の規定により存続する一般社団法人の定款には記載又は記録がないものとみなす。

（理事及び理监事会の権限等に関する規定の適用除外）

第十一條 第二条第一項の規定により存続する一般社団法人については、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日までは、適用しない。

一 一般社団・財團法人法第七十六条第四項
前条の定時社員総会の終結後最初に開催される経過する日

二 一般社団・財團法人法第九十条第五項
前条の定時社員総会の終結後最初に開催される経過する日

三 一般社団・財團法人法第六十五条第一項（一般社団・財團法人法第六十九条第五項において準用する場合を含む。）の規定の適用に

（理事等の資格等に関する経過措置）

第十二條 一般社団・財團法人法第六十五条第一項（一般社団・財團法人法第六十九条第五項において準用する場合を含む。）の規定の適用に

（理事等の資格等に関する経過措置）

第十三條 この法律の施行の際現に旧有限責任中間法人の定款には、監事を置く旨及び一般社団・財團法人法第三十一条に規定する理事会を置く旨の定めがあるものとみなす。

（定款の備置き及び閲覧等に関する特則）

第十六条 第二条第一項の規定により存続する一般社団法人は、一般社団・財團法人法第十四条第二項各号に掲げる請求に応じる場合には、当該請求をした者に対し、定款に記載又は記録がないものであつても、前条第二項の規定により定款に定めがあるものとみなされる事項を示さなければならぬ。

（社員名簿に関する経過措置）

第十七条 旧有限責任中間法人の社員名簿は、一般社団・財團法人法第三十一条に規定する社員名簿とみなす。

（社員総会の権限及び手続に関する経過措置）

第十八条 施行日前に社員総会の招集の手続が開始された場合におけるその社員総会に相当する第二条第一項の規定により存続する一般社団法人の社員総会の権限及び手続については、なお従前の例による。

（社員総会の決議に関する経過措置）

第十九條 施行日前に旧有限責任中間法人の社員総会が旧中間法人法の規定に基づいてした理事又は監事の選任その他の事項に関する決議は、当該決議があつた日に、第二条第一項の規定により存続する一般社団法人の社員総会が一般社団・財團法人法の相当規定に基づいてした決議の前例による。

（理事等の任期に関する経過措置）

第二十条 第二条第一項の規定により存続する一般社団法人については、一般社団・財團法人法第六十二条の規定は、施行日の属する事業年度の終了後最初に招集される定時社員総会の終結の時までは、適用しない。

（役員等の行為に関する経過措置）

第二十四条 ある者が旧有限責任中間法人の理事、監事又は清算人として施行日前にした又はすべきであった旧中間法人法又は旧中間法人法において准用する第二百四十四条の規定による改正前の会社法（平成十七年法律第八十六号。第二十一条において「旧会社法」という。）に規定する行為については、当該行為をした又はすべきであった日に、それぞれその者が第二条第一

項の規定により存続する一般社団法人の理事、監事又は清算人としてした又はすべきであった一般社団・財団法人法の相当規定に規定する行為とみなす。一般社団・財団法人法第八十六条规定の適用については、施行日前に旧有限責任中間法人がした業務の執行は、当該業務の執行の日に、第二条第一項の規定により存続する一般社団法人がしたものとみなす。

(理事会等の損害賠償責任に関する経過措置)

第十六条 旧有限責任中間法人の理事、監事又は清算人の行為に基づく損害賠償責任については、なお従前の例による。

(計算書類の作成等に関する経過措置)

第十七条 旧有限責任中間法人が旧中間法人法の規定に基づいて施行日前に作成した会計帳簿、計算書類その他の会計又は経理に関する書類は、その作成の日に、第二条第一項の規定により存続する一般社団法人が一般社団・財団法人法の相当規定に基づいて作成したものとみなす。

施行日前にその末日が到来した事業年度のうち最終のものに係る旧中間法人法第五十九条第二項各号に掲げる書類及びこれらの附属明細書の作成、監査及び承認の方法については、なお従前の例による。

3 第一条の規定は、前項の規定により作成した旧中間法人法第五十九条第二項各号に掲げる書類及びこれらの附属明細書について準用する。

4 一般社団・財団法人法第一百二十八条第一項の規定は、第二条第一項の規定により存続する一般社団法人が第一項(前項において準用する場合を含む)の規定により一般社団・財団法人法の相当規定に基づいて作成したものとみなされれた貸借対照表(第二条第一項の規定により存続する一般社団法人が一般社団・財団法人法第二条第一号の大規模一般社団法人である場合にあっては、貸借対照表及び損益計算書)については、適用しない。

(基金に関する経過措置)

第十八条 この法律の施行の際現に存する基金又は代替基金は、それぞれ一般社団・財団法人法第一百三十一条に規定する基金又は一般社団・財団法人法第一百四十四条第一項の代替基金とみなす。

2 前条第二項の規定によりなお従前の例によることとされる旧中間法人法第五十九条第三項の例による。

(旧有限責任中間法人が解散した場合における法人の継続及び清算に関する経過措置)

第十九条 施行日前に生じた旧中間法人法第八十条第一項各号に掲げる事由により旧有限責任中間法人が解散した場合における第二条第一項の規定により存続する一般社団法人の継続及び清算については、なお従前の例による。

(旧有限責任中間法人の登記事項(施行日前に清算人の登記をした場合における事由による登記事項))

第二十条 施行日前に提起された、旧有限責任中間法人の設立の無効若しくは取消しの訴え、社員総会の決議の不存在若しくは無効の確認の訴え、社員総会の決議の取消しの訴え、理事若しくは監事の解任の訴え、基金増加の無効の訴え又は合併の無効の訴えについては、なお従前の例による。

2 施行日前に社員が旧中間法人法第四十九条第一項前段(旧中間法人法第五十八条第二項及び第九十一条第三項において準用する場合を含む)の訴えの提起を請求した場合における当該訴えについては、なお従前の例による。

3 施行日前に提起された旧有限責任中間法人の設立の無効又は取消しの訴えに係る請求を認容する判決が確定した場合における第二条第一項の規定により存続する一般社団法人の清算について、なお従前の例による。ただし、清算にかかる登記の登記事項については、一般社団・財団法人法の定めるところによる。

(非訟事件に関する経過措置)

第二十二条 施行日前に申立て又は裁判があつた旧中間法人法又は旧中間法人法において準用する旧会社法の規定による非訟事件(清算に関する登記の登記事項を除く)の手続については、なお従前の例による。

2 前条第二項の規定により存続する一般社団法人の登記事項に係る登記に關する経過措置

第二十三条 一般社団・財団法人法附則第二項の規定は、旧中間法人法において準用する商業登記法(昭和三十八年法律第二百二十五号)の規定によつて生じた効力を妨げない。

2 施行日前にした旧中間法人法において準用する商業登記法の規定による処分、手続その他の行為は、この条に別段の定めがある場合を除き、一般社団・財団法人法の相当規定又は一般社団・財団法人法第三百三十条において準用する商業登記法の相当規定によつてしたものとみなす。

3 施行日前にされた登記の申請に係る登記に関する手続については、なお従前の例による。

4 施行日前に登記すべき事項が生じた場合における登記の申請書に添付すべき資料については、なお従前の例による。

5 この法律の施行の際現に登記所に備えられる旧中間法人法第一百五十条の中間法人登記簿(旧有限責任中間法人に係るものに限る)は、一般社団・財団法人法第三百六十六条の一般社団法人登記簿とみなす。

6 この法律の施行の際現に存する旧中間法人法第一百五十五条第一項において準用する商業登記法第四十九条第一項の規定による指定は、一般社団・財団法人法第三百三十条において準用する

相当規定による第二条第一項の規定により存続する一般社団法人の登記とみなす。

2 第二条第一項の規定により存続する一般社団法人について、職権で、その主たる事務所の所在地において、監事設置一般社団法人の登記がされたものとみなす。

3 主たる事務所の所在地における理事、代表理事及び監事の登記事項については、第三条第一項ただし書の定款の変更に基づく名称の変更の登記をするまでの間は、なお従前の例による。

4 旧有限責任中間法人は、前項の名称の変更の登記をするときは、当該登記と同時に、当該旧有限責任中間法人の理事、代表理事及び監事の全員について一般社団・財団法人法第三百一条第二項第五号、第六号及び第八号(監事の氏名に限る)に掲げる事項の登記をしなければならない。

5 旧有限責任中間法人の理事又は清算人は、前項の規定に違反した場合には、百万円以下の過料に処する。

(登記の手続に関する経過措置)

第二十四条 旧中間法人法の規定による無限責任中間法人であつてこの法律の施行の際現に存するもの(以下「旧無限責任中間法人」という)は、施行日以後は、この款の定めるところにより、一般社団・財団法人法の規定による一般社団法人として存続するものとする。

2 前項の場合においては、旧無限責任中間法人の定款を同項の規定により存続する一般社団法人の定款とみなす。

(名称に関する特則)

第二十五条 前条第一項の規定により存続する一般社団法人は、一般社団・財団法人法第五条第一項の規定にかかわらず、その名称中に無限責任中間法人といふ文字を用いなければならない。

2 前項の規定によりその名称中に無限責任中間法人といふ文字を用いる前条第一項の規定により存続する一般社団法人(以下「特例無限責任中間法人」という)は、その名称中に特例無限責任中間法人以外の一般社団法人であると誤認されるおそれのある文字を用いてはならない。

3 特例無限責任中間法人以外の一般社団法人は、その名称中に、特例無限責任中間法人といふと誤認されるおそれのある文字を用いてはならない。

4 次のいずれかに該当する者は、二十万円以下の過料に処する。

一 第二項の規定に違反して、特例無限責任中間法人以外の一般社団法人であると認めるおそれのある文字をその名称中に用いた者	（旧無限責任中間法人の設立手續等の効力）
二 前項の規定に違反して、特例無限責任中間法人であると認されるおそれのある文字をその名称中に用いた者	（特例無限責任中間法人に関する過措置）
三 第二十七條 特例無限責任中間法人に関する次に掲げる事項については、なお従前の例による。	（特例無限責任中間法人の通常の一般社団法人への移行）
四 第二十八條 破産法第十六条第二項の規定は、存立中の特例無限責任中間法人について準用する。	（第三十一条 特例無限責任中間法人の名称の変更）
五 第二十九条 特例無限責任中間法人については、一般社団・財團法人法第十四条、第二十三条から第二十五条まで、第二章第一節第二款、同章第三節、第一百二十二条、第一百二十四条から第二百二十九条まで、同章第五節及び第五章の規定は、適用しない。（一般社団法人への名称変更）	（第三十二条 特例無限責任中間法人の登記及び登記の手続）
六 第三十条 特例無限責任中間法人は、第二十五条の規定にかかるらず、施行日から起算し第一項の規定により存続する一般社団法人の定款を同項の規定により存続するものとする。	（第三十三条 特例無限責任中間法人の定款の記載又は記録事項）

七 法人の代表	（第三十四条 特例無限責任中間法人の設立の登記）
八 事業譲渡	（第三十五条 特例無限責任中間法人の登記）
九 事業の遂行の状況について社員が行う報告又は特例無限責任中間法人の業務及び財産の状況の調査	（第三十六条 特例無限責任中間法人の登記）
十 一 社員がする旧中間法人法第百六条第一項各号に規定する取引の制限	（第三十七条 特例無限責任中間法人の登記）
十二 貸借対照表の作成及び保存並びに提出命令	（第三十八条 特例無限責任中間法人の登記）
十三 定款の変更	（第三十九条 特例無限責任中間法人の登記）
十四 解散事由及び解散法人の継続	（第四十条 特例無限責任中間法人の登記）
十五 清算	（第四十一条 特例無限責任中間法人の登記）
十六 （破産法の準用）	（第四十二条 特例無限責任中間法人の登記）

一 第二十八條 破産法第十六条第二項の規定は、存立中の特例無限責任中間法人について準用する。（一般社団・財團法人法の適用除外）	（第三十三条 特例無限責任中間法人の登記）
二 第二十九条 特例無限責任中間法人については、一般社団・財團法人法第十四条、第二十三条から第二十五条まで、第二章第一節第二款、同章第三節、第一百二十二条、第一百二十四条から第二百二十九条まで、同章第五節及び第五章の規定は、適用しない。（一般社団法人への名称変更）	（第三十四条 特例無限責任中間法人の登記）
三 第三十条 特例無限責任中間法人は、第二十五条の規定にかかるらず、施行日から起算し第一項の規定により存続する一般社団法人の定款を同項の規定により存続するものとする。	（第三十五条 特例無限責任中間法人の登記）
四 第二十九条 特例無限責任中間法人については、第一項の特例無限責任中間法人は、当該債権者に対し、弁済し、若しくは相当の担保を提供し、又は当該債権者に弁済を受けさせることを目的として信託会社等（信託会社（信託業法（平成十六年法律第百五十四号）第二条第二項に規定する信託会社をいう。）及び信託業務を営む金融機関（金融機関の信託業務の兼営等にかかる法律（昭和十八年法律第四十三号）第一	（第三十六条 特例無限責任中間法人の登記）

一 第二十九条 特例無限責任中間法人については、第一項の特例無限責任中間法人は、当該債権者に対し、弁済し、若しくは相当の担保を提供し、又は当該債権者に弁済を受けさせることを目的として信託会社等（信託会社（信託業法（平成十六年法律第百五十四号）第二条第二項に規定する信託会社をいう。）及び信託業務を営む金融機関（金融機関の信託業務の兼営等にかかる法律（昭和十八年法律第四十三号）第一	（第三十七条 特例無限責任中間法人の登記）
二 第三十条 特例無限責任中間法人は、第二十五条の規定にかかるらず、施行日から起算し第一項の規定により存続する一般社団法人の定款を同項の規定により存続するものとする。	（第三十八条 特例無限責任中間法人の登記）
三 第二十九条 特例無限責任中間法人については、第一項の特例無限責任中間法人は、当該債権者に対し、弁済し、若しくは相当の担保を提供し、又は当該債権者に弁済を受けさせることを目的として信託会社等（信託会社（信託業法（平成十六年法律第百五十四号）第二条第二項に規定する信託会社をいう。）及び信託業務を営む金融機関（金融機関の信託業務の兼営等にかかる法律（昭和十八年法律第四十三号）第一	（第三十九条 特例無限責任中間法人の登記）
四 第二十九条 特例無限責任中間法人については、第一項の特例無限責任中間法人は、当該債権者に対し、弁済し、若しくは相当の担保を提供し、又は当該債権者に弁済を受けさせることを目的として信託会社等（信託会社（信託業法（平成十六年法律第百五十四号）第二条第二項に規定する信託会社をいう。）及び信託業務を営む金融機関（金融機関の信託業務の兼営等にかかる法律（昭和十八年法律第四十三号）第一	（第四十条 特例無限責任中間法人の登記）

定款と、同項の財団法人の寄附行為を同項の規定により存続する一般財団法人の定款とみなす。

(民法施行法社団法人及び民法施行法財団法人の存続)

第四十一条 第三十九条の規定による改正前の民法施行法（以下この節において「旧民法施行法」という。）第十九条第二項の認可を受けた法人であつてこの法律の施行の際に存するもの（以下この節において、当該法人のうち社団であるものを「民法施行法社団法人」、財団であるものを「民法施行法財団法人」という。）は、施行日以後は、この節の定めるところにより、それぞれ一般社団・財団法人の規定による一般社団法人又は一般財団法人として存続するものとする。

前項の場合においては、旧民法施行法第十九条第二項の認可を受けた書面を前項の規定により存続する一般社団法人又は一般財団法人の定款とみなす。

（名称に関する特則）

第四十二条 第四十条第一項又は前条第一項の規定により存続する一般社団法人又は一般財団法人であつて第百六条第一項（第二百二十一條第一項において読み替えて準用する場合を含む。）に規定する「特例社団法人」又は「特例財団法人」という。）については、一般社団・財団法人法第五条第一項の規定は、適用しない。

2 特例社団法人又は特例財団法人（以下「特例民法法人」と総称する。）については、「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成十八年法律第四十九号。以下この節及び附則第一項において「公益法人認定法」といいう。）第九条第四項の規定は、適用しない。

3 特例社団法人は、その名称中に、一般社団法人又は公益社団法人若しくは公益財団法人という文字を用いてはならない。

4 特例財団法人は、その名称中に、一般財団法人又は公益財団法人若しくは公益社団法人といいう文字を用いてはならない。

5 特例社団法人でない者は、その名称又は商号中に、特例社団法人であると誤認されるおそれのある文字を用いてはならない。

6 特例財団法人でない者は、その名称又は商号中に、特例財団法人であると誤認されるおそれのある文字を用いてはならない。

（旧民法第三十四条の許可の申請等に関する経過措置）

第四十三条 施行日前に旧民法第三十四条の許可の申請があつた場合において、施行日の前日までに当該申請に対する処分がされないとときは、当該申請は、同日に、却下されたものとみなす。

2 施行日前に旧民法第三十四条の許可を受けた場合における設立の登記については、なお従前の例による。

（公益社団法人又は公益財団法人への移行）

第四十四条 公益法人認定法第二条第四号に規定する公益目的事業（以下この節において単に「公益目的事業」という。）を行う特例社団法人又は特例財団法人は、施行日から起算して五年を経過する日までの期間（以下この節において「移行期間」という。）内に、第四款の定めるところにより、行政庁の認定を受け、それぞれ公益法人認定法の規定による公益社団法人又は公益財団法人となることができる。

（通常の一般社団法人又は一般財団法人への移行）

第四十五条 特例社団法人又は特例財団法人は、移行期間内に、第五款の定めるところにより、行政庁の認可を受け、それぞれ通常の一般社団法人又は一般財団法人となることができる。

（移行期間の満了による解散等）

イ 一以上の都道府県の区域内に事務所を設置するもの

ロ 第四十四条の認定を受ける特例民法法人にあつては、公益目的事業を二以上の都道府県の区域内において行う旨を定款又は百三條第二項第二号の定款の変更の案で定めるもの

ハ 第四十五条の認可を受ける特例民法法人（第百十九条第一項に規定する公益目的支

出計畫において同条第二項第一号イ又はハに規定する事業を定めるものに限る。）にあつては、当該事業を二以上の都道府県の区域内において行う旨を定款又は百二十条第二項第二号の定款の変更の案で定めるもの

二 第四十五条の認可を受ける特例民法法人（ハに掲げるもの以外のものに限る。）にあつては、同条の認可の申請の際における旧主務官庁が旧民法第八十四条の二第一項に規定する都道府県の執行機関でないもの

ホ ロに規定する特例民法法人にあつては公益目的事業、ハに規定する特例民法法人にあつては百十九条第二項第一号イ又はハに規定する事業が国の事務又は事業と密接な関連を有する事業であつて政令で定めるものであるもの

二 前号に掲げる特例民法法人以外の特例民法法人その事務所が所在する都道府県の知事

第一目 経過措置及び一般社団・財団法人の特則

（理事及び監事に関する経過措置）

第四十六条 移行期間内に第四十四条の認定又は前項の認可を受けなかつた特例民法法人は、施行期間の満了の日に解散したものとみなす。ただし、第四十四条の認定又は前項の認可の申請があつた場合において、移行期間の満了の日までに当該申請に対する処分がされないとときは、この限りでない。

3 この法律の施行の際に監事を置くこととしたいた特例民法法人の監事（次に掲げる特例民法法人が選任するものを除く。）についても、前項と同様とする。

一 理事会を置く特例社団法人（以下この款に規定する特例社団法人の監事）

二 会計監査人を置く特例社団法人（以下この款において「会計監査人設置特例社団法人」という。）

（理事及び監事の代理行為の委任等に関する経過措置）

第四十七条 この節における行政庁は、次の各号に掲げる特例民法法人の区分に応じ、当該各号に定める内閣総理大臣又は都道府県知事とする。

2 前項本文の場合には、第九十六条第一項に規定する旧主務官庁（以下この款及び次款において「旧主務官庁」という。）は、前項本文の日後遅滞なく、同項本文の規定により解散したものとみなされた特例民法法人の主たる事務所の所在地を管轄する登記所に解散の登記を嘱託しなければならない。

（行政庁）

第四十八条 この法律の施行の際に旧社団法人（第四十条第一項に規定する社団法人又は民法施行法社団法人をいう。以下この章において同じ。）又は旧財团法人（同項に規定する財团法人又は民法施行法財团法人をいう。以下この章において同じ。）に置かれている理事又は監事は、それぞれ一般社団・財団法人法第六十三条の規定を一般社団・財団法人法第七十六条第四項、第八十六条から第八十九条まで及び第九十条第五項（これらの規定を一般社団・財団法人法第一百九十七条において準用する場合を含む。）の規定は、適用しない。

（理事及び理事会に関する規定の適用除外）

第五十条 特例民法法人については、一般社団・財団法人法第七十六条第四項、第八十六条から第八十九条まで及び第九十条第五項（これらの規定を一般社団・財団法人法第一百九十七条において準用する場合を含む。）の規定は、適用しない。

（理事の代理行為の委任等に関する経過措置）

第四十九条 特例民法法人（理事会を置く特例民法法人を除く。以下この節において同じ。）の理事の代理行為の委任及び特例民法法人と理事との利益が相反する取引の制限については、なほ前項の例による。

（理事及び理事会に関する規定の適用除外）

第五十条 特例民法法人については、一般社団・財団法人法第七十六条第四項、第八十六条から第八十九条まで及び第九十条第五項（これらの規定を一般社団・財団法人法第一百九十七条において準用する場合を含む。）の規定は、適用しない。

（理事及び理事会の行為に関する経過措置）

第五十一条 ある者が旧社団法人又は旧財团法人の理事又は監事として施行日前にした又はすべきであった旧民法に存続する一般社団法人又は一般財团法人の理事又は監事としてした又はすべ

きであった一般社団・財団法人法の相当規定に規定する行為とみなす。

(監事の権限に関する経過措置)

第五十二条 この法律の施行の際現に監事を置くこととしていた特例民法法人の監事(次に掲げる特例民法法人が選任するものを除く。)の職務及び権限(第六十一条第一項及び第二項、第八十七条第三項の規定により適用する一般社

團・財団法人法第一百二十四条第一項及び第二項並びに一般社団・財団法人法第七十五条(一般社団・財団法人法第一百七十七条において準用する場合を含む。)の規定によるものを除く。)については、なお従前の例による。

一 理事会設置特例社団法人

二 会計監査人設置特例社団法人

三 評議員設置特例財団法人

(会計監査人の権限等に関する特則)

第五十三条 特例民法法人の会計監査人の権限及び社員総会における意見の陳述については、一般社団・財団法人法第一百七十七条において準用する場合を含む。)中「会計監査人は、次節の定めによることにより」とあるのは「会計監査人は」(計算書類(第一百二十三条第二項(一般社団・財団法人法第一百九十七条において準用する計算書類をいう。第一百七十七条第二項第一号において同じ。)において同じ。)とあるのは「財産目録並びに基金を引き受ける者の募集をする特例社団法人(一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(一般社団法人及び公益財団法人の認定等による計算書類をいう。第一百九十七条第二項第一号において同じ。)において同じ。)とあるのは「財産目録並びに計算書類(第一百二十三条第二項において準用する計算書類をいう。以下この節において同じ。)及び事業報告並びにこれらの附属明細書を作成しなければならない。

第五十四条 特例民法法人については、一般社団・財団法人法第六十二条及び第一百七十一条の規定は、適用しない。

(理事及び監事の損害賠償責任に関する規定の適用除外)

第五十五条 特例民法法人の理事又は監事の行為に基づく損害賠償責任については、なお従前の例による。

3 理事会を置く特例民法法人においては、第一項又は前項の監査を受けた計算書類及び事業報告並びにこれらの附属明細書は、理事会の承認を受けなければならない。

(計算書類等の社員総会への提出等に関する特則)

第五十六条 特例民法法人の会計帳簿の作成における一般社団・財団法人法第一百二十条第一項(一般社団・財団法人法第一百九十九条において準用する場合を含む。)の規定の適用について

は、一般社団・財団法人法第一百二十条第一項中「法務省令で定めるところにより、適時に」とあるのは、「適時に」とする。

(会計帳簿に関する規定の適用除外)

第五十七条 特例民法法人については、一般社団・財団法人法第一百二十条第二項、第一百二十一項及び第一百二十二条(これらの規定を一般社団・財団法人法第一百九十九条において準用する場合を含む。)の規定は、適用しない。

(財産目録の作成等に関する経過措置)

第五十八条 特例民法法人の財産目録の作成及び備置きについては、なお従前の例による。

(計算書類等に関する規定の適用除外)

第五十九条 特例民法法人については、一般社団・財団法人法第一百二十三条第二項及び第一百二十二条から三百三十九条まで(これらの規定を一般社団・財団法人法第一百九十九条において準用する場合を含む。)の規定は、適用しない。

(計算書類等の作成及び保存に関する特則)

第五十条 特例民法法人法第四十四条の認定又は第四十五条の認定(第四十四条の認定又は第四十五条の認可の申請をする特例民法法人は、内閣府令で定めるところにより、計算書類(貸借対照表及び損益計算書をいう。以下この節において同じ。)及び事業報告並びにこれらの附属明細書を作成しなければならない。

第五十一条 前項の計算書類及び事業報告並びに附属明細書は、電磁的記録(一般社団・財団法人第十条第二項に規定する電磁的記録をいう。以下この節において同じ。)をもつて作成することができる。

(計算書類等の監査等に関する特則)

第五十二条 監査を置く特例民法法人においては、前項第一項の計算書類及び事業報告並びにこれららの附属明細書は、監事の監査を受けなければならぬ。

(会計監査人の設置義務に関する規定の適用除外)

第五十三条 特例民法法人については、一般社団・財団法人法第六十二条及び第一百七十一条の規定は、適用しない。

(理事及び監事の損害賠償責任に関する規定の適用除外)

第五十四条 特例民法法人の理事又は監事の行為に基づく損害賠償責任については、なお従前の例による。

3 (清算に関する経過措置)

(清算に関する経過措置)

第六十五条 特例民法法人の清算については、な

お従前の例による。

(清算書類等の社員総会への提出等に関する特則)

第六十六条 特例民法法人は、他の特例民法法人と合併(吸收合併に限る。)をすることができる。

この場合においては、一般社団・財団法人法第二百四十二条、第二百四十四条第二号、第二百四十六条第二項第三号、第二百四十七条から第二百四十九条まで、第二百五十条第二項第三号、第二百五十二条第一項及び第二百五十二条第二項の規定は、適用しない。

(特例民法法人の合併)

第六十七条 合併をする特例社団法人は、第六十九条第一項の認可の申請前に、社員総会の決議によつて、吸收合併契約の承認を受けなければならない。この場合において、社員総会の決議は、総社員の四分の三(定款の変更の要件についてこれと異なる割合を定款で定めた場合については、その割合)以上に当たる多数をもつて行わなければならない。

(特例民法法人の吸収合併契約の承認に関する特則)

第六十八条 合併をする特例財団法人(評議員設置特例財團法人を除く。)は、第六十九条第一項の認可の申請前に、定款に定款の変更に関する定めがある場合にあっては当該定め(旧主務官庁の認可を要する旨の定めがあるときは、これを除く。)の例により、定款に定款の変更に関する定めがない場合にあっては旧主務官庁の承認を受けて理事の定める手続により、吸收合併契約の承認を受けなければならない。

(合併をする評議員設置特例財團法人は、第六十九条第一項の認可の申請前に、定款に定款の変更に関する定めがある場合は、当該各号に定める者の監査を受けなければならぬ。

二 前条第一項の計算書類及びその附属明細書監査及び会計監査人

二 前条第一項の事業報告及びその附属明細書監査

3 (清算に関する経過措置)

(清算に関する経過措置)

前項の規定にかかわらず、一般社団・財団法人法第三百三十二条の規定により基金引き受けた者(一般社団・財団法人法第二百三十一条の規定による)の募集を行つた特例社団法人については、一般社団・財団法人法第二百三十六条の規定を適用する。

(特例民法法人の合併)

第六十九条 特例民法法人は、他の特例民法法人と合併(吸收合併に限る。)をすることができる。

この場合においては、一般社団・財団法人法第二百四十二条、第二百四十四条第二号、第二百四十六条第二項第三号、第二百四十七条から第二百四十九条まで、第二百五十条第二項第三号、第二百五十二条第一項及び第二百五十二条第二項の規定は、適用しない。

(特例民法法人の合併)

第七十条 合併をする特例社団法人は、第六十九条第一項の認可の申請前に、社員総会の決議によつて、吸收合併契約の承認を受けなければならない。この場合において、社員総会の決議は、総社員の四分の三(定款の変更の要件についてこれと異なる割合を定款で定めた場合については、その割合)以上に当たる多数をもつて行わなければならない。

(特例民法法人の吸収合併契約の承認に関する特則)

第七十一条 合併をする特例財団法人(評議員設置特例財團法人を除く。)は、第六十九条第一項の認可の申請前に、定款に定款の変更に関する定めがある場合にあっては当該定め(旧主務官庁の認可を要する旨の定めがあるときは、これを除く。)の例により、定款に定款の変更に関する定めがない場合にあっては旧主務官庁の承認を受けて理事の定める手続により、吸收合併契約の承認を受けなければならない。

(合併をする評議員設置特例財團法人は、第六十九条第一項の認可の申請前に、定款に定款の変更に関する定めがある場合は、当該各号に定める者の監査を受けなければならぬ。

二 前条第一項の計算書類及びその附属明細書監査及び会計監査人

二 前条第一項の事業報告及びその附属明細書監査

(特例民法法人の合併に伴う定款の変更に関する特則)

第六十八条 特例民法法人の合併に伴い定款の変更をする場合には、旧主務官庁の認可を要しない。

(特例民法法人の合併の認可)

第六十九条 特例民法法人の合併は、合併後存続する特例民法法人(以下この目において「合併存続特例民法法人」という。)の当該合併後の業務の監督を行う旧主務官庁(以下この条及び第七十二条第二項において「合併後旧主務官庁」という。)の認可を受けなければ、その効力を生じない。

第二 前項の認可の申請は、政令で定めるところにより、合併をする特例民法法人が、次に掲げる事項を記載した申請書をそれぞれ合併後旧主務官庁に提出してしなければならない。

一 申請をする特例民法法人の代表者の氏名

二 合併をする特例民法法人の名称及び主たる事務所の所在場所

三 合併存続特例民法法人が名称又は主たる事務所の所在場所を変更する場合にあっては、前項の申請には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 吸收合併契約書

二 吸收合併契約の承認を受けたことを証する書類

三 合併をする特例民法法人の定款

四 合併存続特例民法法人の定款の案

五 前各号に掲げるもののほか、政令で定める合併をする特例民法法人の業務の監督を行う旧主務官庁(以下この条及び第七十二条第二項において「合併前旧主務官庁」という。)と合併後旧主務官庁との異なる場合は、第二項の規定により第二項の規定による合併前旧主務官庁を経由して、速やかに、これを合併後旧主務官庁に送付しなければならない。

第六十条 合併により消滅する特例民法法人(以下この条において「合併消滅特例民法法人」という。)の債権者は、合併消滅特例民法法人に関する特例民法法人の合併に伴う債権者の異議に関する特則)

対し、合併について異議を述べることができるもの。

2 合併消滅特例民法法人は、前条第一項の認可がありたときは、当該認可の通知のあつた日から二週間以内に、財産目録及び貸借対照表(次等)というを作成し、その主たる事務所に備え置かなければならない。

3 債権者は、次項の規定による公告の日又は同項の規定による催告の日のいずれか早い日から同項第三号の期間の満了の日までの間、合併消滅特例民法法人に対する業務時間内は、次に掲げる請求をすることができる。ただし、

一 財産目録等が書面をもって作成されているときは、当該書面又は当該書面の写しの閲覧の請求

二 前号の書面の謄本又は抄本の交付の請求

三 財産目録等が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を一般社団・財団法人法第二百四十六条第三項第三号の法務省令で定める方法により表示したもののが閲覧の請求

四 前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法(一般社団・財団法人法第十四条第二項第四号に規定する電磁的方法をいう。第八十五条において同じ。)であつて合併消滅特例民法法人の定めたものにより提供することの請求又はその事項を記載した書面の交付の請求

五 合併消滅特例民法法人は、第二項の期間内に、次に掲げる事項を官報に公告し、かつ、知っている債権者には、各別にこれを催告しなければならない。ただし、第三号の期間は、二箇月を下ることができない。

一 合併をする旨

二 合併存続特例民法法人の名称及び住所

三 債権者が一定の期間内に異議を述べることができる旨

第六十一条 債権者が前項第三号の期間内に異議を述べたときは、当該債権者は、当該合併について承認をしたものとみなす。

第六十二条 債権者が第四項第三号の期間内に異議を述べたときは、合併消滅特例民法法人は、当該債権者に対し、弁済し、若しくは相当の担保を提供する特則)

し、又は当該債権者に弁済を受けさせることを目的として信託会社等に相当の財産を信託しなければならない。ただし、当該合併をしても当該債権者を害するおそれがないときは、この限りでない。

第七十二条 前条の規定は、合併存続特例民法法人について準用する。この場合において、同条第四項第二号中「合併存続特例民法法人」とあるのは、「合併消滅特例民法法人」と読み替えるものとする。

(特例民法法人の合併の時期等)

第二 合併存続特例民法法人は、合併存続特例民法法人の主たる事務所の所在地において一般社団・財団法人法第三百六条第一項の登記を

滞なく、当該合併存続特例民法法人の登記事項証明書を添付して合併前旧主務官庁及び合併後旧主務官庁にその旨を届け出なければならない。

(特例民法法人の合併に関する特別則)

第二 合併存続特例民法法人は、一般社団・財団法人法第三百六条第一項の登記をしたときは、遅延

生じては同項の規定による催告の日のいずれか早い日から限る。)と、一般社団・財団法人法第二百五十二条第一項第二百五十三条第一項及び第二百五十三条第二項中「効力発生日」とあるのは「吸收合併の登記の日」と、一般社団・財団法人法第二百四十五条第一項、第二百四十六条第一項、第二百五十条第一項及び第二百五十三条第一項中「法務省令」とあるのは「政令」と、一般社団・財団法人法第二百四十六条第二項第一号中「次条」とあるのは「一般社団法人及び一般財團法人に関する法律」(明治三十一年法律第十四号)の規定による非訟事件(清算に関する事件を除く。次項において同じ。)の手続については、なお從前の例による。

第二 この節の規定による改正前の非訟事件手続法(明治三十一年法律第十四号)の規定による非訟事件(清算に関する事件を除く。次項において同じ。)の手続については、なお從前の例によることとされる場合における非訟事件の手続についても、前項と同様とする。

(登記に関する経過措置)

第六十三条 特例民法法人について、一般社団・財団法人法第六章第二節(吸收合併の無効(解散命令に関する規定の適用除外))の規定は、適用しない。

(非訟事件に関する経過措置)

第六十四条 特例民法法人について、一般社団・財団法人法第六章第一節の規定は、適用しない。

(訴訟事件に関する規定の適用除外)

第六十五条 特例民法法人について、一般社団・財団法人法第六章第二節(吸收合併の無効(解散命令に関する規定の適用除外))の規定は、適用しない。

(登記に関する経過措置)

第六十六条 施行日前に申立てがあつた第五百三号の規定による改正前の非訟事件手続法(明治三十一年法律第十四号)の規定による非訟事件(清算に関する事件を除く。次項において同じ。)の手続については、なお從前の例による。

第六十七条 旧民法の規定による旧社団法人及び旧財团法人の登記は、一般社団・財团法人法の相当規定(次条の規定により読み替えて適用する場合を含む。)による特例民法法人の登記とみなす。

第六十八条 この法律の施行の際現にされている特例民法の登記(旧民法第四十六条第一項第四号に掲げる事項に限る。)については、なお從前の例による。

第六十九条 特例社団法人が一般社団・財团法人法第七十条第三項の規定により代表理事を定め、又は

理事会を置く旨の定款の変更をするまでの間に
おける当該特例社団法人の登記については、一
般社団・財団法人法第三百一条第二項第五号中
「氏名」とあるのは、「氏名及び住所」とし、同
項第六号の規定は、適用しない。

4 この法律の施行の際現に監事を置くこととし
ていた特例社団法人（理事会設置特例社団法人
及び会計監査人設置特例社団法人を除く。）に
ついては、一般社団・財団法人法第三百一条第
二項第八号の規定は、適用しない。

5 特例財団法人（評議員設置特例財団法人を除
く。）の登記については、一般社団・財団法人
法第三百一条第二項第五号中「評議員、理事及
び監事の氏名」とあるのは、「理事の氏名及び
住所」とし、同項第六号の規定は、適用しな
い。

6 第六十五条第一項の規定にかかわらず、特例
民法法人の解散及び清算に関する登記の登記事
項（施行日前に解散をした場合にあっては清算
結了の旨を除き、施行日前に清算人の登記をし
た場合にあっては清算人及び代表清算人の氏名
及び住所並びに監事を置く旨を除く。）につい
ては、一般社団・財団法人法の定めるところに
よる。
(登記に関する特則)

第七十八条 特例民法法人の登記については、一
般社団・財団法人法第三百六条第一項中「その
効力が生じた日」とあるのは、「一般社団法人
及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法
人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施
行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下
この項において「整備法」という。）第七十条
の規定による手続が終了した日又は整備法第七
十一条において読み替えて準用する整備法第七
十条の規定による手続が終了した日のいずれか
遅い日」とする。
(公告に関する規定の適用除外)

第七十九条 特例民法法人については、一般社
團・財團法人法第六章第五節の規定は、適用し
ない。

第二日 特例社団法人に関する経過措置

第八十条 旧社団法人の定款における旧民法第三
十三条第一号から第三号まで及び第六号に掲げ
る事項（同条第三号に掲げる事項にあっては、
(定款の記載等に関する経過措置)

第八十一条 旧社団法人の定款における旧民法第三
十三条第一号から第三号まで及び第六号に掲げ
る事項（同条第三号に掲げる事項にあっては、
(定款の記載等に関する経過措置)

第八十二条 旧社団法人の定款における旧民法第三
十三条第一号から第三号まで及び第六号に掲げ
る事項（同条第三号に掲げる事項にあっては、
(定款の記載等に関する経過措置)

主たる事務所に係る部分に限る。)の記載は、
それぞれ第四十条第一項又は第四十一条第一項
の規定により存続する一般社団法人の定款にお
ける一般社団・財団法人法第四十九条
第三項の規定を適用する。
(社員総会の権限等に関する特則)

第八十六条 特例社団法人の社員総会の権限、招
集、理事等の説明義務及び決議の省略について
は、一般社団・財団法人法第三十五条第一項、
第二項及び第四項中「この法律」とあるのは
「この法律及び一般社団法人及び一般財団法人
に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法
人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律
の整備等に関する法律」と、同条第一項及び第
二項中「及び」とあるのは「並びに」と、一般
社団・財団法人法第三十六条第一項中「毎事業
年度の終了後一定の時期に」とあるのは「少な
くとも毎年一回」と、一般社団・財団法人法第
三十七条第一項中「議決権の十分の一（五分の
一以下の割合を定款で定めた場合にあっては、
その割合）以上の議決権を有する」とあるのは
「五分の一（これと異なる割合を定款で定めた
場合にあっては、その割合）以上」と、「事
項及び招集の理由」とあるのは「事項」と、一
般社団・財団法人法第三十九条第一項中「一週
間（理事会設置一般社団法人以外の一般社団法
人において、これを下回る期間）を定款で定めた
場合にあっては、その期間」前」とあるのは
「五日前」と、「対して」とあるのは「対して、
定款で定めた方法に従って」と、同条第四項中
「前条第一項各号」とあるのは「前条第一項第
一号、第二号及び第四号」と、一般社団・財団
法人法第五十三条中「理事（監事設置一般社団
法人にあっては、理事及び監事）」とあるのは
「理事（若しくは会計監査人を置く特例社団法
人（一般社団法人及び一般財団法人に関する法
律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等
に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に
関する法律第四十二条第一項に規定する特例社
团法人をいう。以下この条において同じ。）又
は施行日以後に監事を置いた特例社団法人の理
事及び監事」と、一般社団・財団法人法第五十
八条第一項中「理事又は社員」とあるのは「理
事」とする。

第八十七条 特例社団法人の基金を引き受ける者
の募集については、一般社団・財団法人法第一百
三十二条中「次に掲げる事項」とあるのは、
「次に掲げる事項及び事業年度」とする。
(基金を引き受けける者の募集に関する特則)

り行使する場合を除く。)については、なお從
前の例による。ただし、理事会設置特例社団法
人については、一般社団・財団法人法第四十九
条第三項の規定を適用する。

(社員総会の権限等に関する特則)

第八十八条 特例社団法人の定款の変更につい
ては、なお從前の例による。
(定款の記載等に関する経過措置)

第三日 特例財団法人に関する経過措置

第八十九条 旧財団法人の寄附行為における旧民
法第三十七条第一号から第三号までに掲げる事
項（同号に掲げる事項にあっては、主たる事務
所に係る部分に限る。)の記載は、それぞれ第
四十二条第一項又は第四十二条第一項の規定によ
り存続する一般財団法人の定款における一般社
團・財團法人法第五十三条第一項第一号から
第三号までに掲げる事項の記載とみなす。

前項の規定にかかわらず、評議員設置特例財
團法人は、一般社団・財團法人法第五十三条
第一項第八号に掲げる事項を定款で定めなけれ
ばならない。

4 旧財團法人の寄附行為における評議員、評議
員会、理事会又は会計監査人を置く旨の定め
は、それぞれ一般社団・財團法人法に規定する

第八十条 特例社団法人の定款における旧民法第三
十三条第一号から第三号まで及び第六号に掲げ
る事項（同条第三号に掲げる事項にあっては、
(定款の記載等に関する経過措置)

第八十一条 特例社団法人の定款における旧民法第三
十三条第一号から第三号まで及び第六号に掲げ
る事項（同条第三号に掲げる事項にあっては、
(定款の記載等に関する経過措置)

第八十二条 特例社団法人の定款における旧民法第三
十三条第一号から第三号まで及び第六号に掲げ
る事項（同条第三号に掲げる事項にあっては、
(定款の記載等に関する経過措置)

第八十三条 施行日前に社員総会の招集の手続が
開始された場合におけるその社員総会に相当す
る第四十条第一項又は第四十一条第一項の規定
により存続する一般社団法人の社員総会が
開催された場合にあっては、その期間に相当す
る前項の規定により存続する一般社団法人の社
員総会が一般社団・財團法人法の相当規定に基
づいてした決議とみなす。
(社員総会の決議に関する経過措置)

第八十四条 施行日前に旧社団法人の社員総会が
旧民法の規定に基づいてした決議は、当該決議
があつた日に、第四十条第一項又は第四十一条
第一項の規定により存続する一般社団法人の社
員総会が一般社団・財團法人法の相当規定に基
づいてした決議とみなす。
(社員の議決権等に関する経過措置)

第八十五条 特例社団法人の社員の議決権、社員
総会の決議及び議決権の行使（電磁的方法によ
る事項（同条第三号に掲げる事項にあっては、
(定款の記載等に関する経過措置)

評議員、評議員会、理事会又は会計監査人を置く旨の定めとしての効力を有しない。
旧財團法人的寄附行為における監事を置く旨の定めは、一般社團・財團法人に規定する監事を置く旨の定めとみなす。
旧財團法人的寄附行為における基本財産に関する定めは、一般社團・財團法人に規定する監第二項の基本財産に関する定めとしての効力を有しない。
特例財團法人的定款の記載については、一般社團・財團法人大百五十四条中「この法律」とあるのは、「並びに」とする。
一般財團法人に関する法律及び公益社團法人及び般財團法人に関する法律及び公益財團法人及びう関係法律の整備等に関する法律」と、「及び」(定款の備置き及び閲覧に関する規定の適用除外)
一般財團法人大百五十六条の規定は、適用しないとあるのは、「並びに」とする。
(機関の設置に関する特則)
特例財團法人大百七十七条において準用する一般社團・財團法人大百六十五条第三項の規定にかかるらず、理事会を置かない特例財團法人には、一人又は二人以上の理事を置かなければならぬ。
監事を置いていない特例財團法人は、評議員、評議員会、理事会及び監事を置く定款の変更を更換することができる。
監事を置いている特例財團法人は、評議員、評議員会及び理事会を置く定款の変更をすることができる。
第二項又は第三項の規定により変更した定款の定めは、これを変更することができない。
特例財團法人大百七十七条第一項の規定により評議員、評議員会、理事会及び監事を置くものでなければならない。
人法大百七十一条第一項の規定は、適用しない。(最初の評議員の選任に関する特則)
特例財團法人大百七十八条第一項の規定によるとところによる。(評議員会の権限等に関する特則)
特例財團法人大百七十九条第一項の規定によるとところによる。(一般社團・財團法人大百七十八条第一項の規定による特則)

二項及び第三項中「この法律」とあるのは、「この法律及び一般社團法人及び一般財團法人に関する法律及び公益社團法人及び公益財團法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」と、同条第二項中「及び」(定款の変更に関する経過措置)
特例財團法人大百八十二条第二項、大百八十七条及び大百八十八条の規定は、適用しない。
人法大百八十九条第一項の規定若しくは同条第一項の規定により第四十五条の認可を取り消された場合若しくは第百三十一条第一項の規定若しくは同条第二項により第四十四条の認定を取り消された場合若しくは第百三十二条第一項の規定により第四十五条の認可を取り消された場合若しくは同条第二項において読み替えて準用する第百九条第一項の規定により第四十五条の認可を取り消された場合において、必要があると認めるときは、当該特例民法法人に對して、期限を定めて、必要な措置をとるべきことを命ずることができること。
人法大百八十九条第二項、第三項において同じ。)については、一般社團・財團法人大百二十三条の規定は、適用しない。
その定款に定款の変更に関する定めがある特例財團法人は、当該定めに従い、定款の変更をすることができる。
その定款に定款の変更に関する定めがない特例財團法人は、理事(清算中の特例財團法人にあつては、清算人)の定めるところにより、定款の変更に関する定めを設ける定款の変更をすることができる。
評議員設置特例財團法人大百二十三条中「設立者が同項ただし書」とあるのは「同項ただし書」と、「旨を大百五十二条第一項又は第二項の」とあるのは、「旨を」と、「前項ただし書に」とあるのは、「同項ただし書に」とする。
前項の規定による命令を行おうとする場合において理事が欠けているとき又はその所在がわからないときは、旧主務官庁は、当該命令の通知に代えてその要旨を官報に掲載することができる。
前項の場合においては、当該命令は、官報に掲載した日から二十日を経過した日にその効力を生ずる。
(解散の登記の嘱託)
旧主務官庁は、前条第二項の規定による命令をしたときは、遅滞なく、当該特例民法法人の主たる事務所の所在地を管轄する登記所に解散の登記を嘱託しなければならない。
公認社團法人又は公益財團法人大百四十四条の規定による公認認定の申請をすることができない。
特例民法法人の業務の監督に関する経過措置

二 第百三号を除く。)の規定は、第四十四条の認定について準用する。
第三項において「認定申請法人」という。)が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、当該認定申請法人について第四十四条の認定をするものとする。
一 第百三号第二項第二号の定款の変更の案の内容が一般社團・財團法人大及公益法人認定法並びにこれらに基づく命令の規定に適合するものであること。
二 公益法人認定法第五条各号に掲げる基準に適合するものであること。
(欠格事由)
第一項の規定による命令を行おうとする場合において理事が欠けているとき又はその所在がわからないときは、旧主務官庁は、当該特例民法法人の解散を命ずることができる。特例民法法人人が正当な理由がないのに引き続き三年(施行日前の期間を含む)以上その事業を休止したときも、同様とする。
前項の規定による命令を行おうとする場合において理事が欠けているとき又はその所在がわからないときは、旧主務官庁は、当該命令の通知に代えてその要旨を官報に掲載することができる。
前項の場合においては、当該命令は、官報に掲載した日から二十日を経過した日にその効力を生ずる。
(解散の登記の嘱託)
旧主務官庁は、前条第二項の規定による命令をしたときは、遅滞なく、当該特例民法法人の主たる事務所の所在地を管轄する登記所に解散の登記を嘱託しなければならない。
公認社團法人又は公益財團法人大百四十四条の規定による公認認定の申請をすることができない。
特例民法法人の業務の監督を行う行政機関についての規定によりなお従前の例による。

二 第百三号を除く。)の規定は、第四十四条の認定の申請は、内閣府令で定めるところにより、公益法人認定法第七条第一項各号に掲げる事項を記載した申請書を、行政庁に提出してしなければならない。
前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
一 公益法人認定法第七条第二項第一号から第五号までに掲げる書類
二 定款の変更の案(認定申請法人において定款の変更について必要な手続を経ているものに限る。)
三 前二号に掲げるもののほか、内閣府令で定める書類
(認定に関する意見聴取)
行政庁が第四十四条の認定をしようとする場合についての規定による。
二 第四十五条の認可の申請をした特例民法法人は、同条の認可をしない处分を受けた後でなければ、前項の申請をすることができない。

いて準用する。この場合において、公益法人認定法第八条第一号中「第六条第三号及び第四号」とあるのは、「一般社団法人及び一般財団法人に關する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に關する法律の施行に伴う關係法律の整備等に関する法律」である。(登記を怠ることによる認定の取消し)

第二百八条 行政庁は、第百六条第二項の規定による届出があったときは、内閣府令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。

(認定の公示等)

第二百九条 行政庁は、第四十四条の認定を受けた日から起算して三十日を経過しても第百六条第二項の規定による届出をしない場合において、行政庁が相当の期間を定めて同条第一項の登記をすべき旨を催告したにもかかわらず、当該登記をしないときは、その認定を取り消さなければならない。

(登記を怠ることによる認定の取消し)

第二百五条 行政庁は、第百三条第一項の申請書の提出を受け、又は第四十四条の認定をし、若しくはしない处分をしたときは、直ちに、その旨を旧主務官庁に通知しなければならない。

(移行の登記)

第二百六条 特例民法法人が第四十四条の認定を受けたときは、二週間以内に、その主たる事務所の所在地において、当該特例民法法人については解散の登記をし、名称の変更後の公益法人(公益法人認定法第二条第三号に規定する公益法人をいう。以下この章において同じ。)については設立の登記をしなければならない。この場合においては、一般社団・財団法人法第三百三条の規定は、適用しない。

(特例民法法人への移行)

第二百七条 第四十四条の認定を受けた特例民法法人は、前項の規定により解散の登記をしたときは、内閣府令で定めるところにより、遅滞なく、行政庁及び旧主務官庁に、その旨を届け出なければならない。

(特例民法法人への移行)

第二百八条 行政庁は、第百六条第一項の規定による届出があったときは、内閣府令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。

(登記を怠ることによる認定の取消し)

第二百九条 行政庁は、前項の規定により認定を取り消す处分の通知を受けた特例民法法人は、当該通知を受けた日に解散したものとみなす。

第二百十条 前項の場合において、旧主務官庁は、当該通知を受けた日に解散したものとみなす。

(移行期間満了後の認定をしない処分)

第二百十一条 移行期間の満了の日後に第百五条の規定による通知を受けた認定申請法人は、当該通知を受けた日に解散したものとみなす。

(計算書類等の作成等に関する経過措置)

第二百十二条 第百六条第一項の登記をした公益財団法人の定款の変更については、一般社団・財団法人法第二百条第二項中「設立者が同項ただし書」とあるのは「同項ただし書」と、**第二百五十二条第一項**又は**第二百五十三条第一項**又は**第二百五十四条第一項**の規定による通知を受けたときは、遅滞なく、前項の処分を受けた特例民法法人の主たる事務所の所在地を管轄する登記所に解散の登記を嘱託しなければならない。

(移行期間満了後の認定をしない処分)

第二百十三条 第百六条第一項の登記の日以前に定款で定めているときと、同条第三項中「その設立」とあるのは「整備法第六条第一項の登記をした」とする。

(公益的事業財産等に関する特則)

第二百十四条 第百六条第一項の登記をした公益法人について、公益法人認定法第十八条第一号人及び、当該登記をした日前に、第六十条第一項の規定に基づいて作成した計算書類及び事業報告並びにこれらの附属明細書(第六十一条の規定の適用がある場合にあっては、監査報告又は会計監査報告を含む。)は、その作成の日に、當該法人が一般社団・財団法人法の相当規定に基づいて作成したものとみなす。

第二百十五条 第百六条第一項の登記をした公益法人及び一般財団法人の認定を受けた日以後、公益法人認定法の規定(公益法人認定法第一項及び第二項を除く。)を適用する。

(認可の申請)

第二百十六条 第百六条第一項の登記を受けた行政庁は、第四十四条の認定の申請の受けた後又は同条の認定をしない処分を受けた後でなければ、前項の申請をすることができない。

(移行期間満了後の認可の申請)

第二百十七条 行政庁は、第四十五条の認可の申請を受けた行政庁は、第四十四条の認定の申請の受けた後又は同条の認定をしない処分を受けた後又は同条の認定をしない処分を受けた後でなければ、前項の申請をすることができない。

(認可の基準)

一 第百二十条第一項第二号の定款の変更の案の内容が一般社団・財團法人法及びこれに基づく命令の規定に適合するものであること。

二 第百十九条第一項に規定する公益目的財産額が内閣府令で定める額を超える認可申請法人にあっては、同項に規定する公益目的支出計画が適正であり、かつ、当該認可申請法人が当該公益目的支出計画を確実に実施すると見込まれるものであること。

(定款の変更に関する特則)

第百十八条 第百二条の規定は、第四十五条の認可を受けようとする特別民法法人の定款の変更について準用する。この場合において、第一百二条第一項において読み替えて準用する第一百六条第一項」とあるのは、「第一百二条第一項において読み替えて準用する第一百六条第一項」と、「公益社団法人又は公益財團法人」とあるのは、「一般社団法人又は一般財團法人」とある。「第一百条各号」とあるのは、「第一百七条各号」と読み替えるものとする。

(公益目的支出計画の作成)

第百十九条 第四十五条の認可を受けようとする特別民法法人は、当該認可を受けたときに解散するものとした場合において旧民法第七十二条の規定によれば当該特別民法法人の目的に類似する目的のために処分し、又は国庫に帰属すべきものとのされる残余財産の額に相当するものとして当該特別民法法人の貸借対照表上の純資産額を基礎として内閣府令で定めたところにより算定した額が内閣府令で定める額を超える場合には、内閣府令で定めるところにより、当該算定した額(以下この款において「公益目的財産額」という)に相当する金額を公益の目的のために支出することにより零とするための計画(以下この款において「公益目的支出計画」という)を作成しなければならない。

一 公益目的事業のための支出

ロ 公益法人認定法第五条第二十号に規定する者に対する寄附又は同号に規定する公益信託の信託財産とするための支出

ハ 第四十五条の認可を受けた後も継続して行う不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与する目的に関する事業のための支出(以下に掲げるものを除く。)その他の内閣府令で定める支出

二 公益目的財産額に相当する金額から前号の残額」という。)が零となるまでの各事業年度ごとの同号の支出に関する計画

三 前号に掲げるもののほか、第一号の支出を得た額(以下この款において「公益目的財産額」という)が零となるまでの各事業年度ごとの同号の支出に関する計画

四 第百十一条の規定は、内閣府令で定めることにより、次に掲げる事項を記載した申請書を行政庁に提出してしなければならない。

一 名称及び代表者の氏名

二 主たる事務所及び從たる事務所の所在場所

三 公益目的財産額及びその計算を記載した内閣府令で定める書類

四 財産目録、貸借対照表その他の認可申請法人の財務内容を示す書類として内閣府令で定めるもの

五 前条第一項の規定により公益目的支出計画を作成しなければならない認可申請法人については、公認目的支出計画を作成した書類

六 前各号に掲げるもののほか、内閣府令で定める書類

四 行政庁は、認可申請法人が作成した公益目的支出計画が第一項の規定にかかるわらず、第四十五条の認可の申請が第一百六条第一項の規定によりされたものである場合には、第一項の申請書には、内閣府令で定める書類の添付を省略することができる。

五 行政庁は、第一項の申請書の提出を受け、又は第四十五条の認可をし、若しくはしない処分をしたときは、直ちに、その旨を旧主務官庁に通知しなければならない。

六 第百二十二条 前条第一項において読み替えて準用する第一百六条第一項の登記をした一般財團法人及び一般財團法人についての登記をした一般財團法人に関する経過措置

七 第百二十三条 第百二十二条第一項において読み替えて準用する第一百六条第一項の登記をした一般財團法人及び一般財團法人についての登記をした一般財團法人に関する経過措置

八 第百二十四条 移行法人は、第一百九条第二項第一号の支出により公益目的財産残額が零となつたときは、内閣府令で定めるところにより、認可行政庁に公益目的支出計画の実施が完了したときの確認を求めることができる。

九 第百二十五条 移行法人は、公益目的支出計画の変更(内閣府令で定める軽微な変更を除く。)をしようとするときは、内閣府令で定めるところにより、認可行政庁の認可を受けなければならない。

一 第百二十六条 移行法人が合併をした場合には、当該認可申請法人の事業活動の内容について、旧主務官庁の意見を聴くものとする。

二 第百二十七条 第百二十二条第一項において読み替えて準用する第一百六条第一項の登記をした一般財團法人及び一般財團法人についての登記をした一般財團法人に関する経過措置

三 第百二十八条 第百二十二条第一項において読み替えて準用する整備法第六条第一項の登記をしたところにより、認可行政庁の登記をした日以後に、当該登記をした日の属する事業年度から適用する。

四 第百二十九条 第百二十二条第一項において読み替えて準用する整備法第六条第一項の登記をしたところにより、認可行政庁の登記をした日以後に、当該登記をした日の属する事業年度から適用する。

五 第百三十条 第百二十二条第一項において読み替えて準用する整備法第六条第一項の登記をしたところにより、認可行政庁の登記をした日以後に、当該登記をした日の属する事業年度から適用する。

六 第百三十一条 第百二十二条第一項において読み替えて準用する整備法第六条第一項の登記をしたところにより、認可行政庁の登記をした日以後に、当該登記をした日の属する事業年度から適用する。

七 第百三十二条 第百二十二条第一項において読み替えて準用する整備法第六条第一項の登記をしたところにより、認可行政庁の登記をした日以後に、当該登記をした日の属する事業年度から適用する。

八 第百三十三条 第百二十二条第一項において読み替えて準用する整備法第六条第一項の登記をしたところにより、認可行政庁の登記をした日以後に、当該登記をした日の属する事業年度から適用する。

九 第百三十四条 第百二十二条第一項において読み替えて準用する整備法第六条第一項の登記をしたところにより、認可行政庁の登記をした日以後に、当該登記をした日の属する事業年度から適用する。

一 第百三十五条 第百二十二条第一項において読み替えて準用する整備法第六条第一項の登記をしたところにより、認可行政庁の登記をした日以後に、当該登記をした日の属する事業年度から適用する。

二 第百三十六条 第百二十二条第一項において読み替えて準用する整備法第六条第一項の登記をしたところにより、認可行政庁の登記をした日以後に、当該登記をした日の属する事業年度から適用する。

三 第百三十七条 第百二十二条第一項において読み替えて準用する整備法第六条第一項の登記をしたところにより、認可行政庁の登記をした日以後に、当該登記をした日の属する事業年度から適用する。

四 第百三十八条 第百二十二条第一項において読み替えて準用する整備法第六条第一項の登記をしたところにより、認可行政庁の登記をした日以後に、当該登記をした日の属する事業年度から適用する。

五 第百三十九条 第百二十二条第一項において読み替えて準用する整備法第六条第一項の登記をしたところにより、認可行政庁の登記をした日以後に、当該登記をした日の属する事業年度から適用する。

六 第百四十条 第百二十二条第一項において読み替えて準用する整備法第六条第一項の登記をしたところにより、認可行政庁の登記をした日以後に、当該登記をした日の属する事業年度から適用する。

七 第百四十一条 第百二十二条第一項において読み替えて準用する整備法第六条第一項の登記をしたところにより、認可行政庁の登記をした日以後に、当該登記をした日の属する事業年度から適用する。

八 第百四十二条 第百二十二条第一項において読み替えて準用する整備法第六条第一項の登記をしたところにより、認可行政庁の登記をした日以後に、当該登記をした日の属する事業年度から適用する。

九 第百四十三条 第百二十二条第一項において読み替えて準用する整備法第六条第一項の登記をしたところにより、認可行政庁の登記をした日以後に、当該登記をした日の属する事業年度から適用する。

一 第百四十四条 第百二十二条第一項において読み替えて準用する整備法第六条第一項の登記をしたところにより、認可行政庁の登記をした日以後に、当該登記をした日の属する事業年度から適用する。

二 第百四十五条 第百二十二条第一項において読み替えて準用する整備法第六条第一項の登記をしたところにより、認可行政庁の登記をした日以後に、当該登記をした日の属する事業年度から適用する。

三 第百四十六条 第百二十二条第一項において読み替えて準用する整備法第六条第一項の登記をしたところにより、認可行政庁の登記をした日以後に、当該登記をした日の属する事業年度から適用する。

四 第百四十七条 第百二十二条第一項において読み替えて準用する整備法第六条第一項の登記をしたところにより、認可行政庁の登記をした日以後に、当該登記をした日の属する事業年度から適用する。

五 第百四十八条 第百二十二条第一項において読み替えて準用する整備法第六条第一項の登記をしたところにより、認可行政庁の登記をした日以後に、当該登記をした日の属する事業年度から適用する。

六 第百四十九条 第百二十二条第一項において読み替えて準用する整備法第六条第一項の登記をしたところにより、認可行政庁の登記をした日以後に、当該登記をした日の属する事業年度から適用する。

七 第百五十条 第百二十二条第一項において読み替えて準用する整備法第六条第一項の登記をしたところにより、認可行政庁の登記をした日以後に、当該登記をした日の属する事業年度から適用する。

八 第百五十一条 第百二十二条第一項において読み替えて準用する整備法第六条第一項の登記をしたところにより、認可行政庁の登記をした日以後に、当該登記をした日の属する事業年度から適用する。

九 第百五十二条 第百二十二条第一項において読み替えて準用する整備法第六条第一項の登記をしたところにより、認可行政庁の登記をした日以後に、当該登記をした日の属する事業年度から適用する。

一 第百五十三条 第百二十二条第一項において読み替えて準用する整備法第六条第一項の登記をしたところにより、認可行政庁の登記をした日以後に、当該登記をした日の属する事業年度から適用する。

二 第百五十四条 第百二十二条第一項において読み替えて準用する整備法第六条第一項の登記をしたところにより、認可行政庁の登記をした日以後に、当該登記をした日の属する事業年度から適用する。

三 第百五十五条 第百二十二条第一項において読み替えて準用する整備法第六条第一項の登記をしたところにより、認可行政庁の登記をした日以後に、当該登記をした日の属する事業年度から適用する。

四 第百五十六条 第百二十二条第一項において読み替えて準用する整備法第六条第一項の登記をしたところにより、認可行政庁の登記をした日以後に、当該登記をした日の属する事業年度から適用する。

五 第百五十七条 第百二十二条第一項において読み替えて準用する整備法第六条第一項の登記をしたところにより、認可行政庁の登記をした日以後に、当該登記をした日の属する事業年度から適用する。

六 第百五十八条 第百二十二条第一項において読み替えて準用する整備法第六条第一項の登記をしたところにより、認可行政庁の登記をした日以後に、当該登記をした日の属する事業年度から適用する。

七 第百五十九条 第百二十二条第一項において読み替えて準用する整備法第六条第一項の登記をしたところにより、認可行政庁の登記をした日以後に、当該登記をした日の属する事業年度から適用する。

八 第百六十条 第百二十二条第一項において読み替えて準用する整備法第六条第一項の登記をしたところにより、認可行政庁の登記をした日以後に、当該登記をした日の属する事業年度から適用する。

九 第百六十一条 第百二十二条第一項において読み替えて準用する整備法第六条第一項の登記をしたところにより、認可行政庁の登記をした日以後に、当該登記をした日の属する事業年度から適用する。

の場合の区分に応じ、当該各号に定める認可行政庁に合併をした旨を届け出なければならない。

一 移行法人が吸収合併をした場合であつて合併後存続する法人が移行法人であるとき 当該移行法人に係る認可行政庁及び合併により消滅する移行法人がある場合には、当該移行法人に係る認可行政庁

二 移行法人が吸収合併をした場合であつて合併後存続する法人が移行法人以外の法人であるとき 合併により消滅する移行法人に係る認可行政庁

三 移行法人が新設合併をした場合 合併により消滅する移行法人に係る認可行政庁

四 前項の規定による届出には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

五 移行法人が新設合併をした場合 合併により設立する法人又は合併により設立する法人の定款

六 移行法人が新設合併をした場合 合併により設立する法人が公益法人であると認められるとき 当該新設合併により設立する法人の成立の日

二 移行法人が新設合併をした場合であつて合併により設立する法人が公益法人であると認められるとき 当該新設合併により設立する法人の成立の日

三 移行法人が新設合併をした場合 合併により設立する法人が公益法人であると認められるとき 当該新設合併により設立する法人の成立の日

四 前項の場合は、合併後存続する公益法人又は合併により設立する公益法人は、遅滞なく、内閣府令で定めるところにより、当該合併により消滅した移行法人が第百二十四条の確認を受けたものとみなされた旨を当該移行法人に係る從前の認可行政庁に届け出なければならない。

五 移行法人は、各事業年度ごとに、内閣府令で定めるところにより、公益目的支出計画の実施の状況を明らかにする書類（以下この節において「公益目的支出計画実施報告書」という。）を作成しなければならない。

六 移行法人は、各事業年度ごとに、内閣府令で定めるところにより、公益目的支出計画の実施の状況を明らかにする書類（以下この節において「公益目的支出計画実施報告書」という。）を作成しなければならない。

二 合併をする移行法人にあつては一般社団・財団法人第二条第二号に規定する最終事業年度をいい、一般財團法人である移行法人にあつては同条第三号に規定する最終事業年度をいう。次号において同じ。）に係る貸借対照表その他の財務内容を示す書類として内閣府令で定めるもの

三 合併をする移行法人の最終事業年度に係る内閣府令で定めるもののほか、内閣府令で定める書類

四 前項第二号又は第三号に掲げる場合における同項の規定による届出をした一般社団法人又は一般財團法人は、同項第二号に掲げる場合にあっては当該吸収合併がその効力を生ずる日以後、同項第三号に掲げる場合にあっては合併により設立する法人の成立の日以後、同項第二号又は第三号に定める認可行政庁（認可行政庁が二以上あるときは、これらの認可行政庁が内閣府令で定めるところにより協議して定める一の認可行政庁）を認可行政庁とする移行法人とみなして、第一百二十三条から第一百三十条まで及び第一百三十二条の規定を適用する。

五 移行法人が合併をした場合における合併後存続する法人又は合併により設立する法人についての公益目的財産額は、合併をする移行法人の公益目的財産額の合計額とする。

五 次の各号に掲げる場合にあつては、合併により消滅する移行法人は、当該各号に定める日ににおいて第百二十四条の確認を受けたものとみなす。

一 移行法人が新設合併をした場合であつて合併後存続する法人が公益法人であるとき 当該新設合併がその効力を生ずる日

二 移行法人が新設合併をした場合であつて合併により設立する法人が公益法人であると認められるとき 当該新設合併により設立する法人の成立の日

三 移行法人が新設合併をした場合 合併により設立する法人が公益法人であると認められるとき 当該新設合併により設立する法人の成立の日

四 移行法人は、各事業年度ごとに、内閣府令で定めるところにより、公益目的支出計画の実施の状況を明らかにする書類（以下この節において「公益目的支出計画実施報告書」という。）を作成しなければならない。

五 移行法人は、各事業年度ごとに、内閣府令で定めるところにより、公益目的支出計画の実施の状況を明らかにする書類（以下この節において「公益目的支出計画実施報告書」という。）を作成しなければならない。

二 合併をする移行法人にあつては一般社団・財団法人第二条第二号に規定する最終事業年度をいい、一般財團法人である移行法人にあつては同条第三号に規定する最終事業年度をいう。次号において同じ。）に係る貸借対照表その他の財務内容を示す書類として内閣府令で定めるもの

三 合併をする移行法人の最終事業年度に係る内閣府令で定めるもののほか、内閣府令で定める書類

四 前項第二号又は第三号に掲げる場合における同項の規定による届出をした一般社団法人又は一般財團法人は、同項第二号に掲げる場合にあっては当該吸収合併がその効力を生ずる日以後、同項第三号に掲げる場合にあっては合併により設立する法人の成立の日以後、同項第二号又は第三号に定める認可行政庁（認可行政庁が二以上あるときは、これらの認可行政庁が内閣府令で定めるところにより協議して定める一の認可行政庁）を認可行政庁とする移行法人とみなして、第一百二十三条から第一百三十条まで及び第一百三十二条の規定を適用する。

五 移行法人が合併をした場合における合併後存続する法人又は合併により設立する法人についての公益目的財産額は、合併をする移行法人の公益目的財産額の合計額とする。

三 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪所に備え置かなければならない。

四 捜査のために認められたものと解してはならない。

一 認可行政庁は、移行法人が前条第一項各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該移行法人に対し、期限を定めて、必要な措置をとるべき旨の勧告をすることができる。

二 認可行政庁は、前項の勧告を受けた移行法人が、正当な理由がなく、その勧告に係る措置をとらなかつたときは、当該移行法人に対し、その勧告に係る措置をとるべき旨の勧告をすることができる。

三 認可行政庁は、移行法人の清算時の残余財産の帰属の制限

二 認可行政庁は、移行法人が清算をする場合において、公益目的財産残額があるときは、当該移行法人の残余財産のうち当該公益目的財産残額に相当する額の財産（当該残余財産の額が当該公益目的財産残額を下回っているときは、当該残余財産）については、一般社団・財団法人法第二百三十九条の規定にかかるわらず、内閣府令で定めるところにより、認可行政庁の承認を受けて、公益法人認定法第五条第二十号に規定する者又は公益信託の信託財産に帰属させなければならぬ。

二 認可行政庁は、移行法人が次のいずれかに該当すると疑うに足りる相当な理由があるときは、この款の規定の施行に必要な限度において、移行法人に対し、その業務若しくは財産の状況に關し報告を求め、又はその職員に、当該移行法人の事務所に立ち入り、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

一 正当な理由がない、第百十九条第二項第一号の支出をしないこと。

二 各事業年度ごとの第百十九条第二項第一号の支出が、公益目的支出計画に定めた支出に比して著しく少ないこと。

三 公益目的財産残額が著しく少ないにも貸借対照表上の純資産額が著しく少ないにも書を認可行政庁に提出しなければならない。

二 認可行政庁は、移行法人から提出を受けた公

益目的支出計画実施報告書について閲覧又は書きの請求があつた場合には、内閣府令で定める

前項の規定による立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならぬ。

二 項において読み替えて準用する第百九条第一項の規定により第四十五条の認可を取り消す処分の通知を受けた特例民法法人は、当該通知を受けた日に解散したものとみなす。

5 第百九条第五項の規定は、旧主務官庁が第三項において準用する同条第二項の規定による通知を受けた場合について準用する。この場合において、同条第五項中「前項」とあるのは、「百三十一条第四項」と読み替えるものとする。

(移行法人が公益法人の認定を受けた場合の特則) 移行法人が公益法人認定法第四条の認定を受けた場合には、当該認定を受けた日において、同条第四条の確認を受けたものとみなす。

2 前項の場合には、公益法人認定法第四条の認定を受けた公益法人は、内閣府令で定めるところにより、遅滞なく、同条第一項の規定により、届け出なければならない。

(第六款 雜則) (委員会への諮問等)

3 第百三十二条 移行法人が公益法人認定法第四条の認定を受けた場合には、当該認定を受けた日において、同条第一項の規定により、届け出なければならない。

ようとする場合（行政手続法第七条の規定に基づきこれらの認可を拒否する場合を除く。）

(二) 第百二十九条第二項の規定による命令又は第一条第一項の規定による認可の取消しをしようとする場合（次に掲げる場合を除く。）

イ 第百二十五条第三項若しくは百二十六条第一項の規定による届出又は百二十七条第三項の規定による計算書類等及び公益目的支出計画実施報告書の提出をしなかつたことを理由としてこれらの処分をしようとする場合

ロ 第百三十六条第一項の勧告に基づいてこれら処分をしようとする場合

イ 第百三十八条第二項において読み替えて準用する前項ただし書の政令の制定又は改廃の立案をしようとする場合並びに第六十条第一項、百三十九条第一項及び第二項第三号、百二十九条第二号、百二十九条第一項並びに第二項第一号ハ、第二号及び第三号、百二十条第一項、第二項第三号、第四号及び第六号並びに第三項、百二十五条第一項（軽微な変更を定める内閣府令による部分を除く。）及び第三項（第二号を除く。）、百二十六条第一項並びに第二項第二号及び第四号、百二十七条规定第一項、同条第二項において読み替えて準用する一般社団・財團法人法百二十四条第一項及び百二十五条、次条及び百三十九条において準用する公益法人認定法第四十四条第一項並びに第三項第二号（第二号を除く。）の場合は、内閣府令の制定又は改廃をしようとする場合

ハ、第二号及び第三号、百二十条第一項、第二項第三号、第四号及び第六号並びに第三項、百二十五条第一項（軽微な変更を定められる内閣府令による部分を除く。）及び第三項（第二号を除く。）、百二十六条第一項並びに第二項第二号及び第四号、百二十七条规定第一項、同条第二項において読み替えて準用する一般社団・財團法人法百二十四条第一項及び百二十五条、次条及び百三十九条において準用する公益法人認定法第四十四条第一項並びに第三項第二号（第二号を除く。）の場合は、内閣府令の制定又は改廃をしようとする場合

（答申の公表等）

(答申の公表等) 第百三十五条 内閣総理大臣は、百二十五条第一項において准用する。この場合において、同条第二項から第四項までの規定による諮問に対する答申について準用する。

(答申の公表等)

(資料提出その他の協力)

第百三十六条 公益法人認定法第四十七条の規定は、前条第二項から第四項までの規定による諮問に対する答申について準用する。

(合議制の機関への諮問等)

第百三十七条 公益法人認定法第五十条第一項に規定する合議制の機関（以下この款において単に「合議制の機関」という。）は、同項の規定によりその権限に属させられた事項を処理するほか、この款の規定によりその権限に属させられた事項を処理する。

2 第百三十三条第二項、第三項（第三号を除く。）及び第四項の規定は、都道府県知事について準用する。この場合において、同条第二項中「委員会」であるのは「合議制の機関」である。第三項ただし書中「委員会が」とあるのは「合議制の機関」である。第三項第一項の規定に基づく拒否を除く。」と、同条第一項の変更の認可の申請に対する処分（行政手続法第七条の規定に基づく拒否を除く。）

2 第百三十三条第二項、第三項（第三号を除く。）及び第四項の規定は、都道府県知事について準用する。この場合において、同条第二項

中「委員会」であるのは「合議制の機関」である。第三項ただし書中「委員会が」とあるのは「合議制の機関」である。第三項第一項において読み替えて準用する第三項第三号の政令の制定又は改廃の立案及び同号の内閣府令の制定又は改廃をしようとする場合並びに第三項第一項の規定による認可の取消しを除く。」と、同項第二号ロ口「第三号（第三号を除く。）及び第四号（第四号を除く。）、百二十六条第一項並びに第二項第二号及び第四号、百二十七条规定第一項、同条第二項において読み替えて準用する一般社団・財團法人法百二十四条第一項及び百二十五条、次条及び百三十九条において準用する公益法人認定法第四十四条第一項並びに第三項第二号（第二号を除く。）の場合は、内閣府令の制定又は改廃をしようとする場合

ハ、第二号及び第三号、百二十条第一項、第二項第三号、第四号及び第六号並びに第三項、百二十五条第一項（軽微な変更を定められる内閣府令による部分を除く。）及び第三項（第二号を除く。）、百二十六条第一項並びに第二項第二号及び第四号、百二十七条规定第一項、同条第二項において読み替えて準用する一般社団・財團法人法百二十四条第一項及び百二十五条、次条及び百三十九条において準用する公益法人認定法第四十四条第一項並びに第三項第二号（第二号を除く。）の場合は、内閣府令の制定又は改廃をしようとする場合

（答申の公表等）

(答申の公表等) 第百三十八条 公益法人認定法第五十条第一項に規定する合議制の機関（以下この款において単に「合議制の機関」という。）と同項第一項中「委員会」とあるのは「合議制の機関」と同項第一項中「委員会」であるのは「合議制の機関」とある。

（答申の公表等）

2 第百三十九条 公益法人認定法第四十四条の規定は、合議制の機関について準用する。この場合において、同条第二項中「内閣総理大臣」とあるのは、「都道府県知事」である。この場合において、同条第一項の規定による報告の徵収、検査若しくは質問を行った場合には、移行法人が第百七十二条第二号に掲げる基準に適合するかどうかを審査し、必要があると認めるときは、百二十九条第一項の規定に基づき第百二十九条第一項の規定による認可の取消しその他措置をとることについて内閣総理大臣に勧告をることができる。

3 第百四十条 第百三十五条第二項第四号を除く。の規定は、都道府県知事について準用する。この場合において、同条第二項中「内閣総理大臣」とあるのは、「都道府県知事」とある。

3 第百四十二条 委員会は、前項の勧告をしたときは、内閣府令で定めることにより、当該勧告の内容を公表しなければならない。

3 委員会は、第一項の勧告をしたときは、内閣総理大臣に対し、当該勧告に基づいてとった措置について報告を求めることができる。

（答申の公表等）

て準用する百三十三条第四項」と読み替えるものとする。

(合議制の機関による勧告等)

第二百四十二条 第百三十六条の規定は、合議制の機関について準用する。この場合において、同条第一項中「前条第一項若しくは第二項(第一号及び第四号を除く。)」とあるのは、「百四十二条において読み替えて準用する前条第一項又は第二項(第一号を除く。)」と、「百四十三条第一項の規定に基づき」とあるのは、「百四十三条第二項の規定により読み替えて適用する」と、同項及び同条第三項中「内閣総理大臣」とあるのは、「都道府県知事」と読み替えるものとする。(資料提出その他の協力)

第二百四十二条 公益法人認定法第四十七条の規定はこの款の規定により合議制の機関の権限に属させられた事務を処理する場合について、公益法人認定法第五十六条の規定はこの節の規定の施行について、それぞれ準用する。(権限の委任等)

第二百四十三条 内閣総理大臣は、第二百二十八条第一項の規定による権限を委員会に委任する。認可行政庁が都道府県知事である場合には、第二百二十八条第一項中「認可行政庁」とあるのは、「百三十九条第一項に規定する合議制の機関」と、「その職員」とあるのは、「その庶務につかさどる職員」とする。

第七款 罰則

第二百四十四条 次のいずれかに該当する者は、六月以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。
一 假りその他不正の手段により第四十四条の認定、第四十五条の認可を受けた者
二 第百二十九条第二項の規定による命令に違反した者
三百四十五条 次のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

一 第四十二条第三項の規定に違反して、公益財団法人又は公益財團法人という文字をその名称中に用いた者
二 第四十二条第四項の規定に違反して、同条第二項各号に掲げる書類又は第百二十一条第二項各号に掲げる書類又は第百三十一条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたときは、五十万円以下の過料に処する。

一 第四十二条第三項の規定に違反して、公益財團法人又は公益社團法人といふ文字をその名称中に用いた者
二 第四十二条第四項の規定に違反して、公益財團法人又は公益社團法人といふ文字をその名称中に用いた者
三百四十六条 第百三十三条第一項の申請書若しくは同条第二項各号に掲げる書類又は第百二十一条第二項各号に掲げる書類又は第百三十一条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたときは、五十万円以下の過料に処する。

一項の申請書若しくは同条第二項各号に掲げる書類に虚偽の記載をして提出した者は、三十万円以下の罰金に処する。又は人の業務に関し、前三条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第二百四十八条 特例民法法人の理事又は監事は、第六十条第一項の規定に違反して、計算書類及び事業報告並びにこれらの附属明細書に記載し、若しくは記録せず、又は虚偽の記載若しくは記録をしたとき。
二 第七十一条第二項(第七十一条において準用する場合を含む。)の規定に違反して、財産目録等を備え置かず、又は財産目録等に虚偽の記載若しくは記録をしたとき。
三 正当な理由がないのに、第七十条第三項各号(第七十一条において準用する場合を含む。)に掲げる請求を拒んだとき。
四 第七十一条第四項又は第六項(これららの規定を第七十一条において準用する場合を含む。)の規定に違反したとき。
五 第六十六条第一項(第二百二十二条第一項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による登記をすることを怠ったとき。

一 第四十二条第三項の規定に違反して、一般社団法人という文字をその名称中に用いた者は、二十万円以下の過料に処する。
二 第四十二条第五項の規定に違反して、特例財團法人であると誤認されるおそれのある文字をその名称又は商号中に用いた者
三 第四十二条第六項の規定に違反して、特例財團法人であると誤認されるおそれのある文字をその名称又は商号中に用いた者
四 第四十二条第六項の規定に違反して、特例財團法人であると誤認されるおそれのある文字をその名称又は商号中に用いた者

一 第二百二十七条第一項の規定に違反して、公益目的支出計画実施報告書に記載し、若しくは記録すべき事項を記載せず、若しくは記録をしたとせざ、又は虚偽の記載若しくは記録をしたとき。
二 第二百二十七条第五項の規定に違反して、公益目的支出計画実施報告書を備え置かなかつたとき。
三 正当な理由がないのに、第二百二十七条第六項各号に掲げる請求を拒んだとき。

(登記簿)

第二百五十四条 一般社団・財團法人第六章第四節の規定は、この節に別段の定めがある場合を除き、施行日前に生じた事項にも適用する。ただし、前条による改正前の非訟事件手続法(以下「旧非訟事件手続法」という。)の規定によつて生じた効力を妨げない。

二 施行日前にした旧非訟事件手続法の規定又は第一条第一項において準用する場合を含む。)の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたときは、三十万円以下の過料に処する。

第二百五十五条 この法律の施行の際現に登記所に備えられている旧非訟事件手續法第百十九条に規定する法人登記簿のうち、旧社團法人に係る部分及び旧財團法人に係る部分は、それぞれ一般社團・財團法人法第三百十六条に規定する一般社團・財團法人登記簿及び一般財團法人登記簿となす。

第二百五十六条 この法律の施行の際現に存する旧非訟事件手續法第百二十四条において準用する商業登記法の規定による処分、手続その他の行為は、この条に別段の定めがある場合を除き、一般社團・財團法人法の相当規定又は一般商業登記法の相当規定によつてしたものとみなす。

第二百五十七条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人の代理人、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

若しくは第六項又は第三十二条第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたときは、前項又は第三十二条第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

一 第百二十五条第三項、第二百二十六条第一項による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

二 第百二十七条第三項の規定に違反して、一般社團・財團法人法第九十九条において準用する場合を含む。)に規定する計算書類等又は公益目的支出計画実施報告書を提出せず、又はこれに虚偽の記載をして提出したとき。

三 第百二十八条第一項の報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。

四 第百二十九条第一項(第二百二十二条第一項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による登記をすることを怠ったとき。

五 第一百六十六条第一項(第二百二十二条第一項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による登記をすることを怠つたとき。

六 特例財團法人が登記すべき事項が生じた場合における登記の申請書に添付すべき資料については、なお従前の例による。

七 特例民法法人の合併による変更の登記については、一般社團・財團法人法第三百二十二条第二号中「第二百五十二条第二項」とあるのは、「一般社團法人及び一般財團法人に関する法律及び公益社團法人及び公益財團法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(以下この条において「整備法」といいう。)第七十一条において読み替えて準用する整備法第七十条第四項」と、同号及び同条第五号中「催告(同条第三項の規定により公告を官報のほか第三百三十七条第一項の規定による定期に従い同項第一号又は第三号に掲げる方法によつてした場合にあつては、これらの方針による公告)」とあるのは、「催告」と、同条第四号中「第二百四十七条」とあるのは、「整備法第六十七条」と、同条第五号中「第二百四十八条第二項」とあるのは、「整備法第七十条第四項」とする。

八 特例民法法人の合併による変更の登記については、一般社團・財團法人法第三百二十二条第二号中「第二百五十二条第二項」とあるのは、「一般社團法人及び一般財團法人に関する法律及び公益社團法人及び公益財團法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(以下この条において「整備法」といいう。)第七十一条において読み替えて準用する整備法第七十条第四項」と、同号及び同条第五号中「催告(同条第三項の規定により公告を官報のほか第三百三十七条第一項の規定による定期に従い同項第一号又は第三号に掲げる方法によつてした場合にあつては、これらの方針による公告)」とあるのは、「催告」と、同条第四号中「第二百四十七条」とあるのは、「整備法第六十七条」と、同条第五号中「第二百四十八条第二項」とあるのは、「整備法第七十条第四項」とする。

九 特例民法法人の合併による変更の登記については、一般社團・財團法人法第三百二十二条第二号中「第二百五十二条第二項」とあるのは、「一般社團法人及び一般財團法人に関する法律及び公益社團法人及び公益財團法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(以下この条において「整備法」といいう。)第七十一条において読み替えて準用する整備法第七十条第四項」と、同号及び同条第五号中「催告(同条第三項の規定により公告を官報のほか第三百三十七条第一項の規定による定期に従い同項第一号又は第三号に掲げる方法によつてした場合にあつては、これらの方針による公告)」とあるのは、「催告」と、同条第四号中「第二百四十七条」とあるのは、「整備法第六十七条」と、同条第五号中「第二百四十八条第二項」とあるのは、「整備法第七十条第四項」とする。

十 特例民法法人の合併による変更の登記については、一般社團・財團法人法第三百二十二条第二号中「第二百五十二条第二項」とあるのは、「一般社團法人及び一般財團法人に関する法律及び公益社團法人及び公益財團法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(以下この条において「整備法」といいう。)第七十一条において読み替えて準用する整備法第七十条第四項」と、同号及び同条第五号中「催告(同条第三項の規定により公告を官報のほか第三百三十七条第一項の規定による定期に従い同項第一号又は第三号に掲げる方法によつてした場合にあつては、これらの方針による公告)」とあるのは、「催告」と、同条第四号中「第二百四十七条」とあるのは、「整備法第六十七条」と、同条第五号中「第二百四十八条第二項」とあるのは、「整備法第七十条第四項」とする。

六条第一項第十七号の次に一号を加える改正規定、第四十八条の規定、第五十条中政党交付金の交付を受ける政党等に対する法人格の付与に関する法律第十五条の三の改正規定（（第三項を除く。）を削る部分に限る。）、第五十二条、第五十三条及び第五十五条の規定、第五十六条中酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律第二十二条の改正規定（（同法第九百三十七条第一項中「第九百三十条第二項各号」とあるのは「酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律第六十七条第二項各号」と）を削る部分に限る。）、同法第三十九条、第五十六条第六項、第五十七条及び第六十七条から第六十九条までの改正規定、同法第七十八条の改正規定（前号に掲げる部分を除く。）並びに同法第八十三条の改正規定、第五十八条及び第六十二条の規定、第六十七条の規定（前号に掲げる改正規定を除く。）、第六十九条中消費生活協同組合法第八十一条から第八十三条まで及び第九十条第四項の改正規定並びに同法第九十二条の改正規定（前号に掲げる部分を除く。）、第七十一条中医療法第四十六条の三の六及び第七十条の二十一第六項の改正規定並びに同法第九十三条の改正規定（同条第四号中「第五十一条の三」を「第五十一条の三第一項」に改める部分を除く。）、第七十七条の規定、第八十条中農村負債整理組合法第二十四条第一項の改正規定（第十七条（第三項ヲ除ク）を「第十七条」に改める部分に限る。）、第八十一条中農業協同組合法第三十六条第七項の改正規定、同法第四十三条の六の次に一条を加える改正規定、同法第四十三条の七第三項の改正規定及び同法第一百一条第一項第四十号の次に一号を加える改正規定、第八十三条中水産業協同組合法第四十条第七項の改正規定、同法第四十七条の五の次に一条を加える改正規定、同法第八十六条第二項の改正規定及び同法第八十三条の改正規定（前号に掲げる部分を除く。）、第八十七条中森林組合法第五十条第十二項の改正規定、同法第六十条の三の次に一条を加える改正規定、同法第六十条の四第三項及び第百条第二項の改正規定並びに同法第一百二十二条第一項第十二号の次に一号を加える改正規定、第八十九条中農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化

に関する法律第二十二条第二項の改正規定、第九十条中農林中央金庫法第四十六条の三の次に一号を加える改正規定、同法第四十七条第三項の改正規定及び同法第一百条第一項第十六号の次に一号を加える改正規定、第九十三条中中小企業等協同組合法の目次の改正規定、同法第四章第二節第一款及び第二款の款名を削る改正規定、同法第九十三条から第九十五条まで、第九十六条第四項及び第九十七条第一項の改正規定並びに同法第一百三条の改正規定（（第四十八条）を「第五十一条」に、「並びに第百三十九条」に改める部分及び第二条）を「五百三十二条から第百三十七条まで並びに第百三十九条」に改める部分及び同法第四十八条第二項中「会社法第九百三十条」を「五百三十二条から第百三十七条まで並びに第百三十九条」に改める部分及び同法第四十八条第二項各号（（第五十一条）を「五百三十二条から第百三十七条まで並びに第百三十九条」に改める部分及び第二条）を「五百三十二条から第百三十七条まで並びに第百三十九条」に改める部分及び同法第五十八条、第七十七条第二項及び第一百四十四条の十一第二項の改正規定を除く。）、第九十八条中輸出入取引法第十九条第一項の改正規定（前号に掲げる部分に限る。）並びに同法第五十八条、第七十七条第二項及び第一百四十四条の十一第二項の改正規定を除く。）、第一百二条中技術研究組合法の目次の改正規定（（第八項）の下に「、第三十八条の六」を加える部分を除く。）、第一百条の規定（同条中中小企業団体の組織に関する法律第一百十三条规定第一項第十三号の改正規定を除く。）、第一百二条中技術研究組合法の目次の改正規定、同法第八章第二節の節名の改正規定、同章第三節、第一百五十九条第三項から第五項まで及び第一百六十条第一項の改正規定並びに同法第一百六十八条の改正規定（（第四十八条）を「第五十一条」に、「並びに第百三十二条」を「、第三十八条の六」を加える部分を除く。）、第一百三十二条から第百三十七条まで並びに第百三十九条に改め、「第四十八条第二項中「会社法第九百三十条第二項各号」とあるのは「技術研究組合法第一百五十六条第二項各号」と、同法第五十条第一項、「」を削る部分に限る。）、第一百七条の規定（前号に掲げる改正規定を除く。）並びに第百十一条の規定（前号に掲げる改正規定を除く。）

会社法改正法附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日

（施行期日）

（号）抄

（令和四年六月一七日法律第六八

第一 条 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（施行期日）

（号）抄

（令和六年五月二二日法律第三〇

一 第五百九条の規定 公布の日
附 則 （令和六年五月二二日法律第二九
号）抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（施行期日）

（号）抄

（令和六年五月二二日法律第三〇